# 保育の必要性の認定等に関する基準

新制度における給付を受けて施設や事業を利用することを希望する保護者は、「保育の必要性の認定」を受けなければならない。(児童福祉法の一部改正に基づき、市町村が認定し、認定基準を条例で制定する必要がある。)

#### 1 認定の種類

区 分	内容及び利用先
1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
教育標準時間認定	利用先:幼稚園、認定こども園
2号認定 満3歳以上·保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育が必要な事由」に
	該当し、保育所等での保育を希望される場合
	利用先:保育所、認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に
	該当し、保育所等で保育を希望される場合
	利用先:保育所、認定こども園、地域型保育

<sup>※</sup>本市においては、施設型給付の幼稚園及び認定こども園が無いことから1号 認定の該当者はいない見込み。

#### 2 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける保護者は、保育の必要量によって、「保育標準時間(利用可能時間:11時間)」と「保育短時間(利用可能時間:8時間)」の利用区分に分類される。

※保育短時間利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1か月当たり 48時間に設定。

## 3 優先保育の基準

保育を必要とする子どものうち、優先的に保育を行う基準を定める必要がある。

### 4 利用手続きまでの流れ

